

奥州市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月2日

奥州市監査委員 及 川 新 太

奥州市監査委員 松 本 富二朗

奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
国民宿舎サンホテル衣川荘	予備監査 平成28年6月14日及び15日 本監査 平成28年7月6日
水道部	予備監査 平成28年6月22日、23日及び24日 本監査 平成28年7月7日
医療局	予備監査 まごころ病院 平成28年6月16日及び17日 前沢診療所、衣川診療所及び衣川歯科診療所 平成28年6月20日及び21日 総合水沢病院 平成28年7月4日及び5日 本監査 平成28年7月7日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成27年度における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成27年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
国民宿舎サンホテル衣川荘	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
水道部経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道部工務課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局(総合水沢病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局(まごころ病院)	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
医療局(前沢診療所)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局(衣川診療所)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
医療局(衣川歯科診療所)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 国民宿舎サンホテル衣川荘

ア 契約事務において、契約書に記載すべき事項の漏れや誤り、契約条文に自動更新とする旨の記載があるなどの契約書の内容に不備があるものが12件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるものが13件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。

(2) 水道部工務課

契約事務において、契約書に必要書類の添付がないものや必要事項の記載がないなどの不備があるものが8件、随意契約における随意契約理由の根拠法令が不適当なものが3件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(3) 医療局（総合水沢病院）

ア 契約事務において、契約書に記載すべき事項を記載していないなど契約書に不備があるものが8件、競争入札に付すべきものを随意契約としたものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが9件、時間外勤務命令簿に記載誤りがあるなど時間外勤務命令手続きに不備があるものが6件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

(4) 医療局（まごころ病院）

ア 契約事務において、業者選定手続きに不備があるものが4件、予定価格書の作成に不備があるものが4件、見積徴収起案に契約見込額の記載がないものが2件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。

イ 服務事務において、年次休暇請求処理票に記載誤りがあるなど年次休暇申請手続きに不備があるものが19件、時間外勤務手当の集計時期が不適当なものが多数あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。